

令和 7 年度

土地改良施設突発事故復旧・防止事業最上川中流地区
大曾根揚水機場応急復旧工事

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

土地改良施設突発事故復旧・防止事業最上川中流地区大曾根揚水機場応急復旧工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、土地改良施設突発事故復旧・防止事業計画に基づき、大曾根揚水機場のポンプを応急復旧するものである。

2. 工事場所

山形県東村山郡山辺町大塚地内

3. 工事概要

本工事は、大曾根揚水機場のポンプ設備に応急復旧する工事であり、その概要は次のとおりである。

（1）既設ポンプ補機設備現地整備（1、2号ポンプ）	1 式
（2）既設操作盤部品交換	1 式
（3）試運転調整	1 式
（4）仮設ポンプ運転管理	1 式
（5）仮設ポンプ設備撤去	1 式

4. 工事数量

別紙1「工事数量表」のとおりである。

5. 施工範囲

- （1）本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す既設ポンプ補器設備の現地整備、既設操作盤部品交換、据付及び試運転調整までの一切とする。
- （2）次に示すものは本工事の範囲外とする。
 - 1）3号ポンプのポンプ設備・電気設備

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- （1）工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- （2）現場据付等の工事期間中には休日等を見込んでいる。

なお、休日等には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇である。

第4章 現場条件

1. 仮設ポンプ設備撤去

本工事の実施に先立ち、別途工事で本揚水機場ポンプ設備の代替として、以下の仮設ポンプ設置をしているため、1、2号ポンプの応急復旧を行い用水供給の確認が出来た段階で、本工事において全て撤去するものとする。

水中ポンプφ200	4 台
仮設配管	1 式
仮設配電設備	1 式

なお、それまでの期間、上記の仮設ポンプの運転管理をおこなうものとする。

2. 搬入路
現場への搬入路は、25t吊ラフテレーンクレーンの進入が可能である。
3. 第三者に対する措置
 - (1) 保安対策
本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 関係機関との調整
受注者は、次に示すものについて必要な調整を行わなければならない。
 - (1) 施設管理者との工程調整

第5章 提出図書等

1. 承諾図書
共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から15日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から5日以内に文書で通知するものとする。
2. 施工図
受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮 設

1. 工事用電力
据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地
発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、大曾根揚水機場敷地内である。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料等
本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。
 - 1) 資 料 名 昭和57年度 最上川中流農業水利事業
大曾根揚水機場機器製作据付工事 完成図書
平成17年度～平成18年度 最上川中流国営造成土地改良施設整備事業
大曾根揚水機場ポンプ設備改修工事 完成図書
 - (2) 貸与期間 工事施工期間
 - (3) 返納場所 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所
 - (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。
試運転内容については、監督職員と協議のうえ試運転を行うものとする。

第10章 設 計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対し十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 主ポンプ仕様（既設）

仕 様 項 目	1、2、3号ポンプ
用 途	揚水用
型 式	横軸両吸込渦巻ポンプ
吐 出 口 径	φ 350 mm × φ 250 mm
全 揚 程	49.5m
吐 出 量	14.76 m ³ /min/台
回 転 数	1500min ⁻¹ 程度

第11章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第6章によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) ポンプの主要部は、運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うものとする。

2. 主ポンプ補器設備

- (1) 以下に示すポンプ補機機器は、現地で分解・清掃・乾燥し既設再利用する計画としているが、応急修復に伴い部品交換が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
 - 1) 真空ポンプ φ 32×2.2kW 2台
 - 2) 封水ポンプ φ 32×0.75kW 2台

3. 既設操作盤（部品交換）

- (1) 既設操作盤は現地で清掃し状況を点検確認後、部品交換を選定し監督職員と協議のうえ、部品交換作業に入るものとする。なお、現時点での交換部品は（2）のとおりであり、点検結果により部品交換を変更する場合がある。
- (2) 交換部品
 - 1) 配電用遮断器 (MCCB) 3P50AF 5個
 - 2) 配線用遮断器 (MCCB) 2P50AF 6個
 - 3) 地絡方向継電器 (67R) 2個
 - 4) 零相変流器 (ZCT) 2個
 - 5) 始動用リアクトル (STX) 2個
 - 6) 耐雷変圧器 1φ 100/100V 500VA 1個
 - 7) 耐雷変圧器 1φ 100/100V 1KVA 1個
 - 8) ポンプ用進相コンデンサ (SC) 53.2kva 2個
 - 9) 進相コンデンサ用リアクトル (SRX) 3.19kva 2個
 - 10) サージ吸収用コンデンサ (SA) 6.6KV 0.1μF×3 2個
 - 11) 補器用進相コンデンサ (SC) 50μF 4個
 - 12) モータリレー (2ERY) 2個
 - 13) カレントコンバータ (CCT) 4個

14) 液面継電器 (WLRY)	3 個
15) テストターミナル (CTT)	2 個
16) ヒューズ (EF)	2 個
17) タンブラスイッチ (TS)	2 個
18) 補助継電器 (AURY)	7 個
19) 随時継電器 (TLRY)	16 個
20) コンセント (CN)	1 個
21) スペースヒータ (SPH)	5 個
22) パワーサプライ (PS) 入力 AC100V 出力 DC24V 1.3A	1 個
23) パワーサプライ (PS) 入力 AC100V 出力 DC24V 4.5A	1 個
24) 押ボタンスイッチ (PBS)	4 個
25) 制御用端子台 (TB)	27 個
26) 主回路用端子台 (TB)	5 個
27) 断路端子台 (AR)	4 個
28) 電源用避雷器 (AR)	2 個
29) 信号用避雷器 (AR)	1 個
30) 回線アレスタ (AR)	2 個
31) 超音波流量計 1 側線 (検出器、変換器、専用ケーブル)	1 組

第 12 章 電気通信設備

1. 一般事項

高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等 (JIS、JEC、JEM 等) は、共通仕様書 (施) 並びに関係諸基準に準ずるものとする。

2. 設備概要

(1) 本ポンプ場の電気設備は、東北電力株式会社より 6600V (3 相 3 線、50Hz) で受電した電力を各負荷設備に供給又は配電する設備である。

また、高圧受電盤は仮設盤 (リース材) を想定しており、高圧受電盤の設置にあたっては、監督職員と協議のうえ、承諾をえるものとする。

第 13 章 据 付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書 (施) 第 3 章第 7 節から 1 3 節及び第 6 章第 1 2 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. ポンプ据付 (吐出管・ポンプ補機含む)

(1) 設備の配置は、既設と同じ場所に配置するものとする。

(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

(3) 据付にあたっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。

(4) 据付後、ポンプの試運転を行い、正常であることを確認するものとする。

第 14 章 施工管理等

1. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書 (施) による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

2. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施行管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

１）受注者は、（１）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

２）本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施行管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記１)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) ６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す、黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 15 章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- １．設計諸元等条件変更に係るもの
- ２．関係機関等との調整に係るもの
- ３．点検結果により、交換部品を追加した場合
- ４．現地精査により、仮設工に変更が生じた場合
- ５．不可抗力によるもの
- ６．法・基準の改正に係るもの
- ７．その他本仕様書に定めのないもの

第 16 章 その他

１．電子納品

（１）工事完成図書を、施設機械工事等共通仕様書第 1 章 1-1-26 及び第 1 章 1-1-28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- １）工事完成図書の電子媒体（CD-R 又は DVD-R）正副 2 部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. 契約後V E 提案

(1) 定 義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④ 発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の V E 管理費については、変更しないものとする。
ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務(業)所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務(業)所長、(次長)、(総括監督員)、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。

5. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に 1 部を備え付けなければならない。

6. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、(2)で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別添 様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（別添 様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別添 様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別添 様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 現場環境の改善の施行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2)ア（ア）～（カ）の設備・機能を満たすものとする。
- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）様式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ）サニタリーボックス
- （コ）鏡と手洗器
- （サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ）便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- （ス）擬音装置（機能を含む）
- （セ）着替え台
- （ソ）臭気対策機能の多重化
- （タ）室内温度の調整が可能な設備
- （チ）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数

等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$$

※ 補正係数：1.2

9. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

10. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

(1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、

監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

- 1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 3) 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
- 4) その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

第 17 章 定めなき事項

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
2. この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 現地整備				
(1) No. 1、2 ポンプ補機整備工		式	1.000	
真空ポンプ	φ32×2.2kW	台	2.000	
封水ポンプ	φ32×0.75W	台	2.000	
2. 現場整備				
(1) 輸送費	工場から現場の輸送費	式	1.000	仮設工資材
	現場から工場の輸送費	式	1.000	仮設工資材
(2) No. 1、2 ポンプ補機据付工		式	1.000	
(3) 吐出下がり管設置	1号、2号ポンプ吐出管	式	1.000	
(4) 閉止フランジ設置	3号ポンプ吐出管	式	1.000	
(3) 既設配電盤改造	盤内機器	式	1.000	
(3) 試運転調整工		式	1.000	
3. 仮設工				
(1) 仮設高圧受電盤（リース）	屋内閉塞自立型(6600V受電用)	面	1.000	
(2) 仮設ポンプ	撤去	式	1.000	
(3) 仮設配管	撤去	式	1.000	
(4) 仮設配電設備	撤去	式	1.000	
(5) 仮設ポンプ運転管理		式	1.000	
4. 試運転調整		式	1.00	

令和7年度
土地改良施設突発事故復旧・防止事業 最上川中流地区
大曾根揚水機場応急復旧工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	整備対象位置図	1	
3	撤去施設位置図	1	
計		3	